特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	福祉医療費助成(乳幼児等)に関する事務 基礎項目評 価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八百津町は、福祉医療費助成(乳幼児等)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

岐阜県八百津町長

公表日

令和5年10月10日

即本样把

I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	福祉医療費助成(乳幼児等)に関する事務					
②事務の概要	八百津町は、八百津町福祉医療費助成に関する条例(昭和50年八百津町条例第31号)にて、医療費の一部を助成することにより、乳幼児等の保健の向上に寄与し、持って福祉の増進を図ることを目的とした、福祉医療費助成(乳幼児等)に関する事務を規定しており、特別に定める場合を除き本町の区域内に住所を有し、健康保険に加入する高校修了(18歳到達後最初の3月31日)までの子どもを対象に、保険診療の自己負担額から各種附加給付等を除いた額について、医療費助成を行っている。以下の事務において、特定個人情報を取扱う。 1. 福祉医療費(乳幼児等)受給資格者の資格管理に関する事務 2. 福祉医療費(乳幼児等)の助成の実施に関する事務					
③システムの名称	乳幼児医療システム、統合宛名システム、中間サーバー					
2. 特定個人情報ファイル名						
乳幼児医療システムファイル、	統合宛名システムファイル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第2項 ・八百津町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番 号の利用および特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項 別表第1の1項					
4. 情報提供ネットワークシ						
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定					
②法令上の根拠	情報提供の根拠なし(情報提供ネットワークシステムによる提供は行わない。) 情報照会の根拠 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第9号 ・八百津町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項 別表第1の1項					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	町民課					
②所属長の役職名	町民課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					
請求先	岐阜県加茂郡八百津町八百津3903番地2 八百津町役場 総務課 電話0574-43-2111(代表)					

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 岐阜県加茂郡八百津町八百津3903番地2 八百津町役場 総務課 電話0574-43-2111(代表)

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			15年4月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和	15年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果 しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎	項目評価	書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	「重点項目評価書 「全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。								
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除く)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない								
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワーク	クシステム	を通じた提供る]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接線]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・2	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査								
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部監			
9. 従業者に対する教育・啓	発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明